

佐賀県告示第101号

佐賀県測量業者登録簿閲覧要領（昭和37年佐賀県告示第125号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第5条 登録簿等閲覧しようとする者は、閲覧簿に所定の事項を記入し、 <u>土地利活用課長</u> の承認を受けなければならない。	第5条 登録簿等閲覧しようとする者は、閲覧簿に所定の事項を記入し、 <u>県土企画課公共用地室長</u> の承認を受けなければならない。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。